

○立命館大学自己評価委員会規程

(目的)

第1条 次の各号に定める事項を目的として、立命館大学自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 立命館大学学則第2条にもとづき、本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況を把握したうえで、教育研究の改善に努めること（以下「自己点検・評価」という。）。
- (2) 本大学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進すること（以下「内部質保証」という。）。

(自己点検・評価等)

第2条 自己点検・評価は、本大学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）に係る組織（以下「各組織」という。）の全てにおいて実施する。

2 各組織は、客観的な根拠資料またはデータにもとづき、教育研究等の状況を組織的かつ定期的に把握し、改善に努める。

(委員会の取扱事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議のうえ、決定する。

- (1) 自己点検・評価に関する次の事項
 - イ 自己点検・評価の基本方針および自己点検・評価項目の策定に係る事項
 - ロ 自己点検・評価の実施、組織および体制に係る事項
 - ハ 各組織の自己点検・評価の統括および検証に係る事項
- (2) 内部質保証に関する次の事項
 - イ 内部質保証の方針および手続の策定に関する事項
 - ロ 内部質保証のための体制の確保に関する事項
 - ハ 内部質保証の仕組みの機能向上に関する事項
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 教学部長
- (5) 入学センター部長
- (6) 研究部長
- (7) 国際部長
- (8) 学生部長
- (9) キャリアセンター部長
- (10) 図書館長
- (11) 総務部長
- (12) 財務部長
- (13) その他委員長の指名する者

2 委員会の事務局長は、大学評価室長とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、教学を担当する副学長が務める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、毎年度1回以上、委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。

4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

(結果の報告、外部評価の実施、公表および改善への取組)

第7条 委員会は、自己点検・評価の結果を学長に報告する。

2 学長は、自己点検・評価の結果について学外の有識者等に意見を求めることができる。

3 学長は、前項の意見を求めた場合は学外の有識者等からの意見を含めて、自己点検・評価の結果を公表する。

4 学長は、必要な事項について当該組織の長に対して改善の実施を求め、その実現を図ら

なければならない。この場合において、当該組織の長は自己評価委員会に改善計画および改善結果の報告を行う。

5 委員会は、外部評価、第三者評価および学校教育法に定める認証評価の受審および結果を常任理事会に報告する。

(幹事会)

第7条の2 各組織が実施した自己点検・評価の結果および本大学全体の内部質保証に関する事項を総括し、委員会に報告を行うため、委員会のもとに幹事会を設置する。

2 幹事会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員会の委員のうち、次の者

- イ 副学長
- ロ 教学部長
- ハ 入学センター部長
- ニ 研究部長
- ホ 学生部長
- ヘ 総務部長
- ト 財務部長

(2) 大学評価室長

(3) その他副学長が指名する者

3 幹事会は、副学長が主宰する。

(部会)

第7条の3 各組織が実施した自己点検・評価の結果を集約し、幹事会に報告を行うため、委員会に、次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 教学部会
- (2) 教育研究等環境部会
- (3) 入学部会
- (4) 学生部会
- (5) 社会連携部会
- (6) 大学運営・財務部会

2 部会は、部会長および部会委員により構成する。

(各組織の自己点検・評価の推進)

第8条 各組織の自己点検・評価の取り組みを推進するために、自己点検・評価の推進に関する体制（以下「体制」という。）を置く。

- 2 体制の構成および運営に関する必要な事項は、当該組織が定める。
- 3 体制は、委員会が定める基本方針および点検・評価項目に加えて、独自に定める点検・評価項目にもとづき自己点検・評価に取り組むことができる。
- 4 学部、研究科その他の機関は、自己点検・評価の結果をもとに、分野別の外部評価および第三者評価を受けることができる。

第9条 削除

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。